

平成28年あきる野市農業委員会5月総会議事録

平成28年5月24日（火）午前9時30分、平成28年あきる野市農業委員会5月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、舟崎悠美

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明につ
いて

報告

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

開会 午前9時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。ここ数日暑い日が続いておりますので、体調管理には十分気を付けていただいて、仕事の方に従事していただきたいと思います。また、今月の13日に今までやってきました都市農業振興法の国の基本計画が閣議決定をなされました。その事についてこの場を借りてご報告をさせていただきます。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成28年あきる野市農業委員会5月総会を開催させていただきます。本日は総会、全員協議会終了後、農業振興地域整備促進協議会もあわせて開催させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは次第に沿って会議を進めたいと存じます。初めに会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月28日に、東京都農林水産振興財団にて行なわれました、第15期定年等就農者セミナー修了式並びに第16期定年等就農者セミナー開校式に課長と共に出席いたしました。5月9日、留原会館で行われた五日市ファーマーズセンター直売所運営委員会総会に出席をいたしました。5月11日、二宮会館で行われた秋川ファーマーズセンター農畜産物直売所運営委員会総会に出席をいたしました。5月16日、東京都農業会議の臨時総会及び事業推進協議会、並びに常設審議会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、橋本委員と谷澤委員になります。よろしくお願いたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願いたします。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成28年5月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは、収受10を担当の栗原剛委員、説明をお願いいたします。

(栗原剛委員) はい。それでは説明いたします。(第1号議案・収受10 朗読)

地図の方は5ページをご覧くださいませでしょうか。5月20日に事務局2名と共に現地を見て参りました。この地図の左側の方に武蔵増戸駅がありまして、武蔵増戸駅の西側の森の下の交差点を右に入って、日の出のイオンの方に抜ける細い道があるのですが、地図の上半分の斜めに走っているのがその道路になります。その道路から少し入った所が現地になります。農地の方は今、ジャガイモ、カブ、ダイコン、タマネギなどが作られておりました。一部収穫遅れでそのまま放置されているような野菜もあったのですが、雑草が生い茂っているとかさういっ

た事はなく、まあほどほどに管理されていまして。以上でございます。

(議長) はい。それではただ今、事務局と栗原剛委員から説明をいただきました。何か質問がありましたらお願いします。

(森委員) ○○○○さん、すでにですね、○○歳で●反歩程やっているのですが、どなたか一緒にやられているという状況なのでしょうか？

(栗原剛委員) ○○さんなのですが、五日市ファーマーズセンターの会員になられていまして、私の家の近くにも畑をお持ちなのですが、普段農作業されているのは、お1人でやられていますね。

(小川委員) 収受11と関連しているのではないかなと思うのですが、両方とも営農拡大となっているのですが、その理由を教えてくださいませんか？

(事務局) はい。あの、収受11と形的には交換みたいな形なのですが、収受10の方はお2人で持っているという事もあったので、それぞれ1個の案件という事で、おのおの1つずつ売買という形で処理はしますので、それぞれを営農拡大という形にさせていただいているのですが、実際は農地が入れ替わるという形なので、交換という事でも意味合いは間違いないと思います。

(小川委員) それであの、交換理由は畑が近くなるからというような意味合いでしょうかね？

(議長) ちょっとこれ、どうします？次の案件も一緒に説明をした方が・・・

(事務局) はい。そうですね。

(栗原剛委員) 一緒に、はい、分かりました。(第1号議案・収受11 朗読)

地図の方は6ページになります。同じく5月20日に事務局2名と共に現地の方を視察して参りました。地図の右下の方に武蔵五日市駅があります。武蔵五日市駅の北側に郵便局がありまして、その郵便局脇の道を入野の方にずっと上がって行きまして、現地のすぐ右に△△△△△と書いてあると思いますが、ここが昔の△△△△△の本社があった所でございます。ここからちょっと中に入った所でございます。畑の方はジャガイモ、あとは果菜類の苗が植えてありまして、ちょっと距離が遠くて分からなかったのですが、種が何種類か蒔いてありました。種袋が挿してあったので、何か蒔いてあったとは思いますが、ちょっと遠かったので品種までは分かりませんでした。種が何種類か蒔いてありました。畑の方は非常にきれいに管理されておりまして、草もほとんどないような状況でございます。それで、先ほど説明しました、この地図の△△△△△という所が、今、更地になっておりまして、宅地造成される予定になっております。それで、この○○番の畑が袋小路になってしまって、外から入れなくなってしまうというような状況がありまして、○○番の左側の土地を今回の譲受人の□□さんが所有しておりまして、□□さんに関しましては土地の方が地続きになりますので、○○番の方に入れるというような状況であると聞いております。以上です。

(議長) はい。

(小川委員) はい、分かりました。

(事務局) では補足で、収受11の○○番なのですが、ここは市街化区域でございます。それで生産緑地の指定もされております。生産緑地であっても農地で要件があれば所有権移転は可能な

ので、譲受人の方もここが生産緑地であるというのを承知の上で購入するという事でありましたので、一応ご承知おきいただきたいと思います。

(議長) 他に質問のある方？

(田中英雄委員) 金銭授受ではなくて、交換でやるわけですね？

(事務局) いや、それぞれは金銭の売買という形でやるという事で伺っております。市街化区域と調整区域で価値が違うでしょうから、金額的な事まではこちらでも聞いていないのですが、結果的には交換という事になりますが、契約上は1個1個の売買でやるというお話は伺っております。

(田中英雄委員) それから、もう1つよろしいですか？10番は共同相続で、11番は共同相続にはしないという事なのですか？

(事務局) そうですね。10番は元々共有で相続を受けていたものを、今回〇〇さんの方に譲り渡すと。〇〇さんが持っているのは、□□□□さんが1人で受けるという事です。

(事務局長) 兄弟ではないですよ。△△さんと□□さん。

(事務局次長) すみません。追加で説明させていただきますが、△△さんと□□さんなのですが、従兄弟同士という事で親戚にはなっております。

(議長) 他には？

(小山委員) あの、ちょっとよく聞こえなかったのですが、両方とも生産緑地なのでございましょうか？その場合ですね、納税猶予の額の取扱い、そういうのはどういう形に税務署はされるのでしょうか？

(議長) あの、ちょっといいですか？この案件は別々なのですが、別々に審議していただきたいのですが、関連があったので10番と11番を一緒にやりました。それから10番の森ノ上は調整区域です。

(事務局) 納税猶予は全く掛かっていないので、猶予の金額等は全く関係ありません。

(小山委員) あ、そうですか。はい、承知しました。

(議長) 他には？よろしいですか？

(甲野委員) じゃあ、すみません。確認ですけど、生産緑地を移転する時の要件があればと先ほどお話がありましたが、要件というのは？

(事務局) あの、農地法の3条の要件なので、五日市地区であれば3反歩、秋川地区であれば5反歩あれば受けられます。生産緑地であっても農地は農地なので、買い受けする要件は普通の農地法の3条と一緒にです。その分しっかり耕作していただかないと、今度買い受けた方が主たる従事者になりますので。

(甲野委員) はい、分かりました。

(笹本職務代理) いいですか？その、買う時に面積要件があるのは分かっているのですが、この收受10のように、共有になった場合には面積要件の計算というのはどういう風になるのでしょうか？持分2分の1・・・2分の1が2人になると、そういう共有のものをいくつも所有していた場合に、3反歩に足らない・・・

(事務局) あ、その半分・・・例えば1反歩だとしたら共有だったら500㎡ずつではないかという事でしょうか？経営母体が全く別であればそれは多分半分ずつだと思うのですが、共有持分であっても、同一経営の中でやっていたら同じという事で・・・

(笹本職務代理) 先ほど説明がありましたが、従兄弟同士という事で、別々になっていますよね？でも、今回の場合は、畑○○㎡というのが、両方に入っていると解釈していいのでしょうか？経営が違うけど・・・？

(事務局) この数字に関しては入っていますね。

(笹本職務代理) 1つの家族の経営体の中であれば、同一ですけど・・・

(事務局) そうですね。一応2親等までは大丈夫ですよという事で伺っておりますので。

(笹本職務代理) 今回は入っているという事ですね。両方に○○㎡が・・・

(事務局) はい。入っていますね。

(笹本職務代理) はい。

(田中建治委員) あの、収受10の譲渡人の△△△△さんと□□□□さん、お2人のうちのどちらか1人が耕作していたという事になるのでしょうか？

(事務局) 元々の所でしょうか？

(議長) 2人でやっていたのではないのでしょうか？

(事務局) はい。2人で・・・どちらか1人という事はないと思いますが、□□□□さん自体は、日の出と上ノ台の方などに多く持ってらっしゃいます。△△さんは、結構市内のいろいろな所にお持ちなのですが、どっちかと言うと入野の方にお持ちです。この場所については面積も大きいのでどちらか1人という事はないと思うのですが・・・

(事務局次長) ちなみに、□□さんはトラクターとか耕耘機も2台、軽トラ1台もお持ちでいらっしゃいますので、かなり農業の方はやってらっしゃったと思われます。

(議長) はい。よろしいですか？

それでは、収受10の案件について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、許可することに決定いたします。続きまして、収受11の案件について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成28年5月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でござい

ます。

(議長) それでは、番号1を担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。それではご説明いたします。(第2号議案・番号1 朗読)

現地は確認したところ、家庭菜園の形でいろいろな物を植えてありました。畑自体はきれいになっております。現在トマトも植えてあるという形です。場所は7ページをご覧ください。増戸小学校・中学校がございしますが、その裏の方に当たりまして、道路付きのいい場所なので、問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と中村委員から説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いします。・・・よろしいですか？

はい。それでは、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて、番号2を担当の谷澤委員、説明をお願いいたします。

(谷澤委員) はい。(第2号議案・番号2 朗読)

5月20日に事務局2人、会長、私で現地確認して参りました。地図の方は8ページになります。市役所前のセブンイレブンのところを南秋留小学校の方に向かって行って、踏切を越えてちょっと行って右に入った所なのですが、現地は栗と梅の木が植えられておりまして、下草が適正に管理されて問題ない状態でした。本人、この□□□というのは△△△△△でございまして、まあ当然本人は出来ないのですが、近くに住む娘さんが管理の方を行なっているという事でもございました。以上です。

(議長) はい。ただ今、谷澤委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問が無いようなので、番号2の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号3を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第2号議案・番号3 朗読)

5月20日に事務局と現地の確認に行き参りました。9ページ、右上の〇〇〇番のところには、ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシ、エンドウ等ですね、多品目に渡って植えられておりまして、畑としてはきれいになっておりました。もう一つ、10ページの〇〇〇番の方につきましては、栗の木が植え替えになっておりまして、その育成中という段階です。栗の木が今、肩の高さぐらいになっておりまして、収穫にはまだ至ってないようですが、下草もきちんと刈られていて育っているという状況でありました。報告は以上です。

(議長) はい。ただ今、宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

ます。

(谷澤委員) あの、〇〇〇番の方なのですが、この地図の中で、どのように分かれていますか？
市街化区域と・・・

(事務局) はい。ご説明いたします。この地図の上に、斜めに走っている道路がございますが、その道路の端から50メートルのラインで、道路から平行に50メートル落としてもらったラインが市街化区域です。それより下が調整区域です。今回はこの土地の上側3分の2ぐらいが市街化区域で、その南側、下側が調整区域という事でお考えいただければと思います。以上です。

(谷澤委員) もう1ついいですか？この持分2分の1という場合、この地図上で2分の1に分けるのか、トータルの価値として分けるのか・・・？

(事務局) いや、価値として2分の1だと思います。

(議長) 斜めに入っている道路から50メートルですか？その上の幹線道路ではなくて？△△△△の道路ではないのですね？

(事務局) ここは確か、△△△△の道路ではなくて、この斜めの通りからのラインで・・・

(議長) あんまり広い道ではないですよ？

(事務局) でも、4メートルか5メートル、普通にすれ違いが出来るような・・・。まあ、大通りではないですけど。

(議長) はい。他に質問はありますか？

質問が無いようですので、番号3の〇〇〇〇さん、〇〇□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号4を担当の橋本委員、説明をお願いいたします。

(橋本委員) はい。(第2号議案・番号4 朗読)

地図は11ページです。場所は渕上の出雲神社を引田の方に行った、引田と渕上の堺の所に□□□さんというお宅がありまして、その屋敷続きの畑でございます。5月20日に事務局と現地を視察しまして、畑の方はジャガイモとタマネギ、トマト、エダマメと、ダイコンが蒔いてありました。それとリーフレタス、ニンジン。それで空いている所も良くトラクターで耕耘されて、すぐに作付けが出来る状況でした。普段は家が□□屋さんなので、仕事をやりながら、あとは夕方と週末、空いている時にお袋さんとお嫁さんと一緒に作っているとの事でした。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、橋本委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。・・・よろしいですか？

それでは、番号4の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議が無いようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいた

します。次に報告事項がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは4ページをご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。平成28年5月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。

(第1号報告・収受35 朗読)

こちらにつきましては、小作契約をされていたところが合意解約に至ったという案件です。賃借人は八王子の方なのですが、この方のお父様が菅生の方で、ここでお亡くなりになりまして、この相続を機に〇〇さんと解約をしたいとの事で、ただ、亡くなった方との合意解約はできないものですから、一度その小作の権利を亡くなられたお父様から、この娘さんの□□□□さんに移しまして、それでお互いで合意解約に至ったという事でございます。以上です。

(議長) はい。続いて専決の報告について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局) はい。(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会ですが、6月27日(月)、秋川溪谷戸倉体験研修センター第1研修室、戸倉しろやまテラスで、視察も兼ねて行ないたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時15分